

テーマ	港湾	変更概要	主な変更内容
大規模地震 対策施設	横浜港	災害時、緊急物資輸送網の確保、幹線貨物輸送機能の維持のため耐震強化岸壁を位置づける。	<ul style="list-style-type: none"> 耐震強化岸壁(緊急物資対応)の位置付け箇所の変更
	西之表港		<ul style="list-style-type: none"> 耐震強化岸壁(緊急物資対応・幹線輸送対応)の位置付け RORO船利用岸壁の位置・法線変更
	志布志港		<ul style="list-style-type: none"> 耐震強化岸壁(幹線輸送対応)の位置付け
RORO	細島港	RORO船の大型化、新規就航に対応するため、岸壁、ふ頭用地を位置づける。	<ul style="list-style-type: none"> RORO船利用岸壁の位置づけ ふ頭用地の位置づけ
コンテナ	神戸港	コンテナターミナルの生産性向上を図るためふ頭用地面積を拡大する。	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用計画の変更(港湾関連用地⇒埠頭用地)

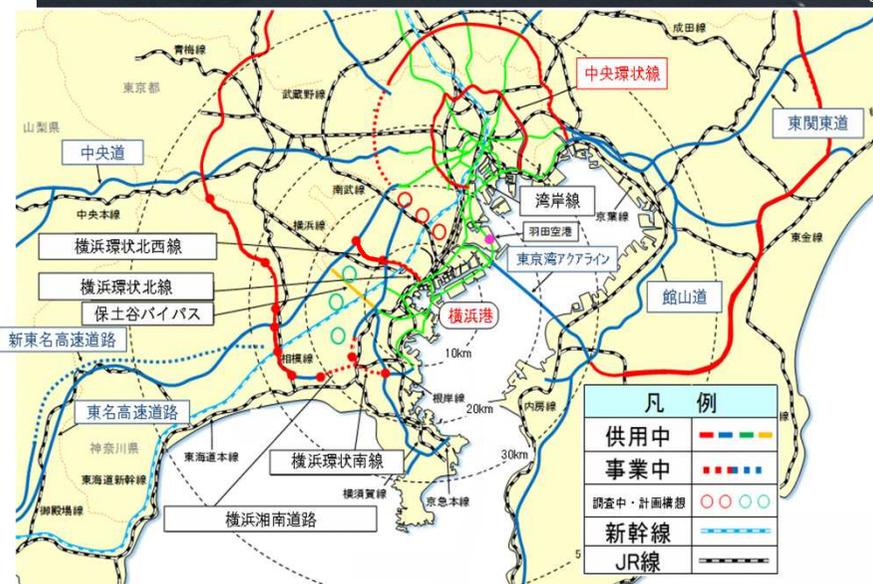
横浜港港湾計画 一部変更

前回改訂:平成26年11月(目標年次:平成30年代後半)



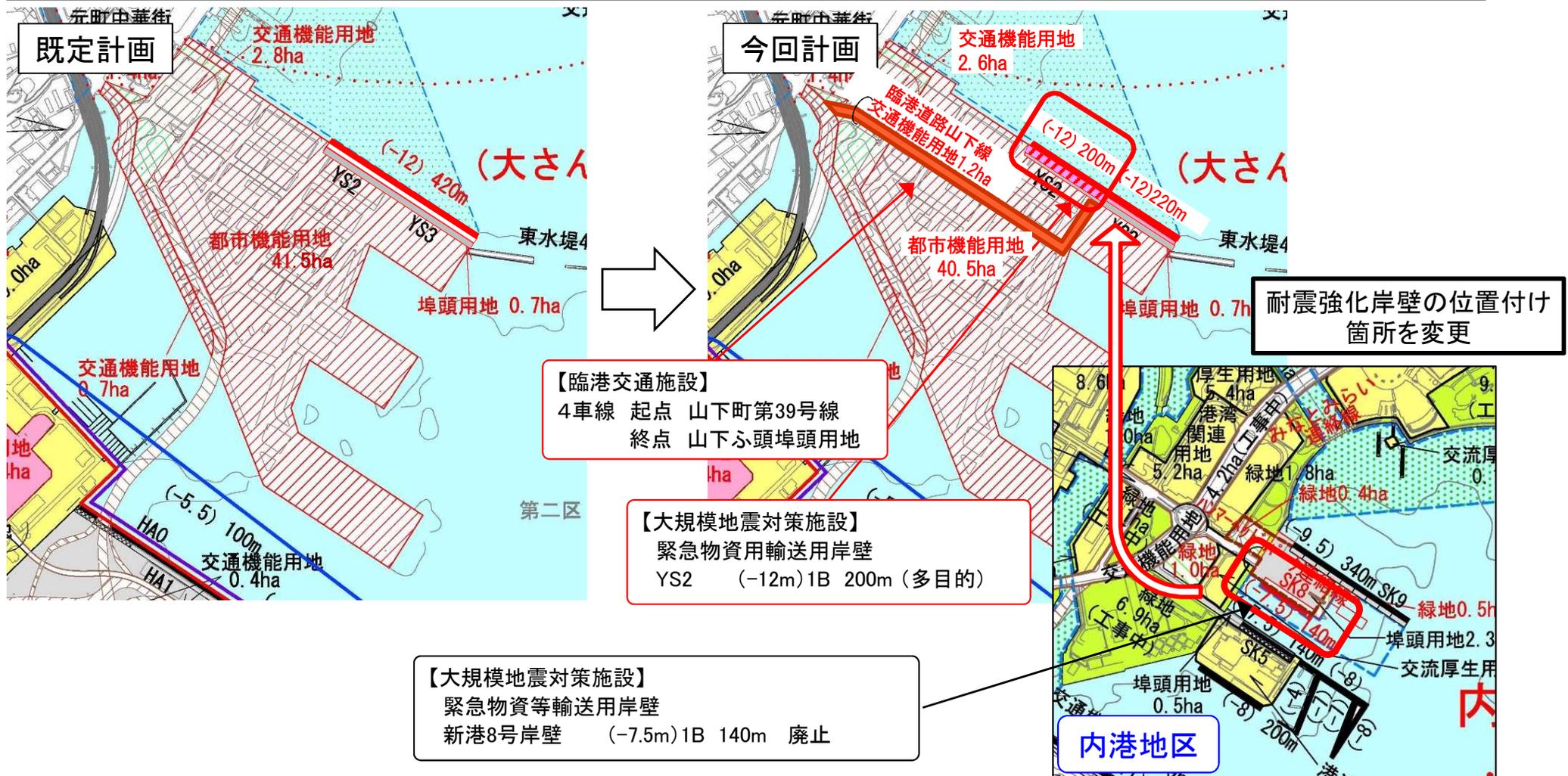
○耐震強化岸壁(緊急物資対応)位置づけ箇所の変更

□ 計画変更箇所



【計画変更のポイント】

- 耐震強化岸壁として位置付けられている内港地区新港8号岸壁は、岸壁延長、水深が不足するため、近年の大規模災害における派遣実績のある自衛隊の救援船の受入が困難である。また、周辺の岸壁の配置状況から当該岸壁の延伸も見込めない状況である。
- そこで、大規模地震が発生した場合に緊急物資の輸送、住民の避難等に供するため、耐震強化岸壁の位置付けを山下ふ頭地区の岸壁へ変更する。あわせて緊急車両の通行を確保するため、山下町第39号線(緊急輸送道路)に接続する臨港道路を位置付ける。



テーマ	変更概要	基本方針	
		I 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項	II 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
大規模地震対策施設	災害時、緊急物資輸送網を確保し、被災者の生活維持に最大限寄与するため、耐震強化岸壁(緊急物資対応)を位置付ける。	<p>1 特に戦略的に取り組む事項(に係る基本的な事項)</p> <p>(3)国民の安心・安全を支える港湾機能・海上輸送機能の確保</p> <p>① 災害から国民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持する港湾・輸送体系の構築</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における緊急物資の輸送ルート of 構築及び航路等の啓開体制の強化 ● 港湾及び港湾背後地での社会経済活動の安全性・継続性の確保のための地震・津波・高潮・暴風等に対する防災・減災対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画に基づく、耐震強化岸壁、緊急物資保管場所、道路等の配置、一体的整備及び啓開体制等に関する連携体制の強化

西之表港港湾計画 一部変更

前回改訂:平成4年12月(目標年次:平成17年)



【計画変更のポイント】

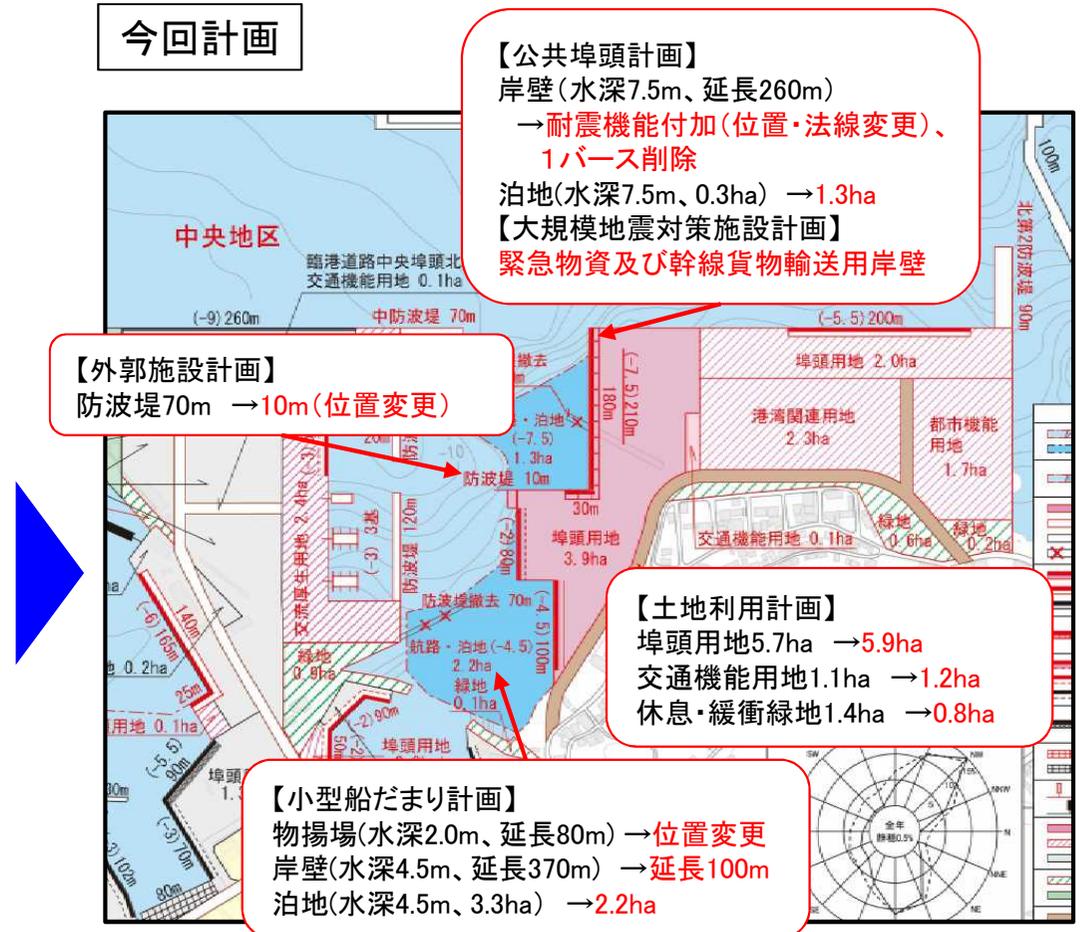
- 中央地区における海上部・陸上部の人流・物流の輻輳を解消するために、物流機能の一部(RORO船)を洲之崎地区へ移転する。また、近年の貨物量増加および今後の貨物増加見込みも踏まえ、大型化したRORO船に対応する岸壁(-7.5m)を位置付ける。
- 南海トラフ大地震の発生確率は、30年以内に70~80%と予測されており、種子島は南海トラフ地震防災対策推進地域※に指定されている。大規模自然災害発生時の緊急物資輸送、避難・救助および経済活動を維持する幹線貨物輸送の機能を備えた耐震強化岸壁を位置付ける。

※南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき中央防災会議への諮問を経て内閣総理大臣が指定(平成26年3月28日)

既定計画



今回計画



テーマ	変更概要	基本方針	
		I 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項	II 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
大規模地震対策施設	災害時、緊急物資輸送網を確保しつつ(緊急物資輸送対応)、離島の特性を踏まえ、経済活動を支える(幹線貨物対応)ため、耐震強化岸壁を位置付ける。	1 特に戦略的に取り組む事項(に係る基本的な事項) (3)国民の安心・安全を支える港湾機能・海上輸送機能の確保 ① 災害から国民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持する港湾・輸送体系の構築	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における緊急物資や、国際海上コンテナをはじめとする幹線貨物の一連の輸送ルート of 構築及び航路等の啓開体制の強化 ● 港湾及び港湾背後地での社会経済活動の安全性・継続性の確保のための地震・津波・高潮・暴風等に対する防災・減災対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画に基づく、耐震強化岸壁、緊急物資保管場所、道路等の配置、一体的整備及び啓開体制等に関する連携体制の強化 ● 幹線貨物輸送の拠点となる岸壁、荷役機械、道路等の耐震強化
		2 引き続き重点的に取り組む事項(に係る基本的な事項) ①地域の暮らし・安心を支える港湾機能の確保	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 離島及び地方における港湾において、生活維持や産業振興、災害時対応等、港湾の役割に応じた輸送機能の確保を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ● 離島航路の発着港における、大規模災害時に様々な支援船舶等による利用も可能となる岸壁等の確保及び燃料等の取扱機能の確保

志布志港港湾計画 一部変更

前回改訂:平成 5年 8月(目標年次:概ね平成17年)



【計画変更のポイント】

○国際バルク戦略港湾としての機能の強化が進められる中、大規模地震災害時においても、全国シェア2割を超える南九州地域を中心とした畜産業に対し、配合飼料を安定的に供給する必要があり、その原料となる穀物(飼料用トウモロコシ)の輸入機能を維持するため、既定計画のバルク埠頭を大規模地震対策施設(幹線貨物輸送)として計画する。

既定計画



今回計画



テーマ	変更概要	基本方針	
		I 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項	II 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
大規模地震対策施設	災害時、経済活動を支えるため、幹線貨物輸送の維持に貢献する耐震強化岸壁を位置付ける。	<p>1 特に戦略的に取り組む事項(に係る基本的な事項)</p> <p>(3) 国民の安心・安全を支える港湾機能・海上輸送機能の確保</p> <p>① 災害から国民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持する港湾・輸送体系の構築</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における緊急物資や、国際海上コンテナをはじめとする幹線貨物の一連の輸送ルート of 構築及び航路等の啓開体制の強化 ● 港湾及び港湾背後地での社会経済活動の安全性・継続性の確保のための地震・津波・高潮・暴風等に対する防災・減災対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 幹線貨物輸送の拠点となる岸壁、荷役機械、道路等の耐震強化

港湾管理者:宮崎県



【計画変更のポイント】

○増大するRORO貨物の需要に対応し、国内複合一貫輸送網の強化を図るため、細島港ではRORO船の大型化や航路の追加が見込まれる。一方、既存の施設はシャーシ置場となる用地が不足するとともに、供用から50年が経過し、老朽化が進んでいる。そのため、新規岸壁やふ頭用地等の計画を位置付ける。

既定計画

今回計画

工業港6号岸壁(水深10.0m、延長185m)
S45年供用開始 50年経過

【公共埠頭計画】
岸壁(耐震強化岸壁)
(水深9.0m、延長240m)
(水深7.5m、延長180m)
ふ頭用地(4.3ha)
【大規模地震対策施設計画】
岸壁(幹線貨物輸送用)

【小型船だまり計画】
岸壁(水深4.5m、延長110m)

工業港2号岸壁(水深10.0m、延長220m)
S45年供用開始 50年経過

テーマ	変更概要	基本方針	
		I 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項	II 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
RORO	増大するRORO貨物の需要に対応し、国内複合一貫輸送網の強化を図るとともに、災害時の幹線貨物輸送体制を強化する	1 特に戦略的に取り組む事項(に係る基本的な事項) (1) 我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成 ③ 将来にわたり国内物流を安定的に支える国内複合一貫輸送網の構築	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 国内複合一貫輸送網の機能強化 ● 災害時等における緊急物資輸送等に内航フェリー・RORO船を機動的に活用するための取組強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 船舶の大型化に対応した岸壁及び十分な広さの荷さばき地の整備
		(3) 国民の安心・安全を支える港湾機能・海上輸送機能の確保 ① 災害から国民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持する港湾・輸送体系の構築	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における緊急物資や、国際海上コンテナをはじめとする幹線貨物の一連の輸送ルート of 構築及び航路等の啓開体制の強化 ● 港湾及び港湾背後地での社会経済活動の安全性・継続性の確保のための地震・津波・高潮・暴風等に対する防災・減災対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 幹線貨物輸送の拠点となる岸壁、荷役機械、道路等の耐震強化

神戸港港湾計画 一部変更

前回改訂：平成18年2月(目標年次：平成20年代後半)



テーマ	変更概要	基本方針	
		I 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項	II 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
コンテナ	国際競争力の向上を目指し、荷役効率化を図るため、埠頭用地面積を拡大する。	<p>1 特に戦略的に取り組む事項(に係る基本的な事項)</p> <p>(1) 我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成</p> <p>① グローバルバリューチェーンを支える国際海上輸送網の構築と物流機能の強化</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 国際基幹航路の寄港の維持・拡大に資する国際戦略港湾における高規格コンテナターミナル、ターミナル背後へのロジスティクスセンターの集積等の港湾機能の強化 ● 国際基幹航路で輸送されるコンテナ貨物の国内及び東南アジア等広域からの集約 	<ul style="list-style-type: none"> ● 連続直線バース、十分な広さの荷さばき地及び高能率の荷役機械を備えた外内貿コンテナを一体的に取り扱える高規格コンテナターミナルの形成